

健保クイズ6 ≪医療と健康保険の問題≫

健康保険組合連合会

「みんなで解こう！医療と健康保険の問題」より抜粋

2024年12月2日から従来の健康保険証の新規発行・更新は行われなくなり、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」に移行されました。

健保だより

令和7年7月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1107号
(令和7年7月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

問題

これについて、続く設問に答えなさい。

【1】 マイナ保険証の説明として、正しいものをすべて選びなさい。

- ① 自分の医療情報を医師らと共有でき、質の良い医療を受けられるほか、初診でも過去の医療情報に基づき、より適切な治療を受けられる
- ② 医療機関の窓口での支払いが高額になった際に、窓口負担額を抑えるために必要な健康保険組合への手続きが不要になる
- ③ マイナ保険証（マイナンバーカードのICチップ部分）には医療情報が記録されていない

マイナ保険証を利用すれば、どの医療機関で受診しても過去の診療・薬剤情報や特定健診情報などを医師らが確認でき、より質の高い医療を受けられます。これらの情報の確認は本人の同意が必要のため、勝手に利用されることはありません。

また、手続きなしで高額な窓口負担が即時に一定額まで減額されます。マイナ保険証を利用しない場合、事前に健康保険組合から「限度額適用認定証」を交付してもらうなど、手続きが必要になります。

【1】 解答 ①②③

【 解説と設問 】

【健保ホームページのご案内】

身体や心の相談ができる「ダイワボウ健康相談室」もご覧いただけます。
スマートフォンからも見やすくなっておりますので、ぜひご活用ください。

健保HP スマホ用QRコード

